

懸案事項の拠出金配分方法決まる 来年4月の施行へ向け期待感

容器包装リサイクル法

【改正のポイント】

1. 容器包装廃棄物の排出抑制の促進（レジ袋対策等）
→ (1) 消費者の意識向上・事業者との連携の促進
→ (2) 事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入
2. 質の高い分別収集・再商品化の推進
→ 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創出
3. 事業者間の公平性の確保
→ 再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化
4. 容器包装廃棄物の円滑な再商品化
→ 円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

【平成19年9月7日改正省令・告示のポイント】

1. 施行
2008年4月1日から
2. 省令
資金拠出制度：市町村から分別基準適合物の引き渡しを受ける指定法人がその寄与度に応じて市町村に金銭を拠出する。
3. 告示
ペットボトルのタイプ：しょうゆ加工品、みりん調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料ボトルが加えられた。

資金拠出制度の概要固まる

9月7日、平成18年6月に改正された容器包装リサイクル法（容り法）の施行に関連して、関係省令2件、告示3件が公布された。

平成20年4月1日から、事業者から市町村に資金を拠出する「資金拠出制度」が施行されるため、その産出方法などが示された。

省令は市町村の指定廃棄物処理業者がペットボトルなどの容器包装ブ

ラスチック類の処理にかかった費用（利益）と市町村からの処理費用の差額の半分を市町村に拠出する場合の算定方法が示された。

告示では、しょうゆ加工品やみりん調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料ボトルがペットボトルの分別に加えられた。

改正容り法の狙いについて、環境省は次のように解説する。

①横ばいの家庭一般廃棄物の排出減量化：容量約6割、重量約2割を占め

る容器包装廃棄物の削減を目指す。

②容器包装リサイクルに関する社会的コストの抑制：分別収集・選別保管に伴い市町村の負担が増加しているため。焼却・埋立て費用の削減分を差し引いた容り法施行後の純増分は約380億円にのぼるため、この削減を目指す（平成15年度環境省推計）。

③ただ乗り事業者の一掃：再商品化義務を果たさない、いわゆる「ただ乗り事業者」を許さない。事業者間の不公平を保つ。

④使用済ペットボトルの海外流出防止：住民や市町村の努力により集められたペットボトルの一部が海外に輸出され、国内での再商品化に支障が生じるおそれがあるため、これを防止、国内における円滑な再商品化を進める。

市町村の分別収集量の増加

平成7年の容器包装リサイクル法の制定以来、分別収集を実施する市町村・分別収集量は増加してきた。特にペットボトルをはじめとするプラスチック製容器包装の収集量は確実に増えている。

平成7年には9.8%だったプラスチックのリサイクル率は、平成16年には17.6%にまで伸び、現在では2割近くまで増加している。容り法は、廃棄物の減量に一定の成果をもたらしたが、家庭から排出される一般廃棄物は減っていない。この減量（リデュース）とリサイクル・リユース率の向上には、新しい枠組みが必要であるため、中央環境審議会による10年目の見直しがおおよそ1年半かけて行われ、平成18年6月に、改正容り法が成立した。

拠出金制度の配分基準定まる

そもそも、なぜ拠出金制度が始まったのだろうか。容器包装リサイクルに関する自治体の収集運搬・保管費用は総額約3000億円、一方事業者

側負担は400億円とも見積もられている。改正法の議論では費用や役割のシフトチェンジを自治体は求めたが、事業者側と相互理解が進まず、折衷案として生まれたのが拠出金制度なのである。

再商品化にかかる費用

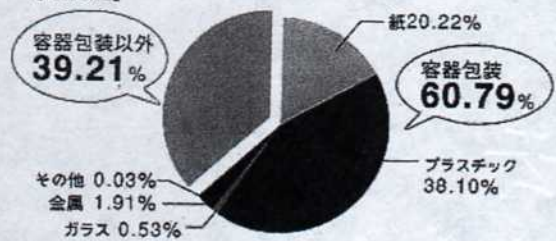
が事業者が負担する委託費よりも低かったとき、そのギャップは事業者に還元されてきた。今後は、このギャップを自治体と事業者側が半々に分け合おうというもの。

現状からみれば、自治体が得る金額は30～60億円程度と見積もられるが、問題はこれをどのように配分するかである。

このことについて、今回の施行規則改正で、「再商品化に要すると見込まれた費用の総額を『市町村から引渡しの申込みを受けた特定分別基準適合物の量と主務大臣が定める単価を乗じて算定した額』、再商品化に現に要した費用の総額を『実際に市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化に必要な行為に現に要した費用』とし、その差額の2分の1を『分別基準適合物の質的向上』と『各指定保管施設における再商品化費用の低減』の2つの評価項目における寄与度に応じて各市町村に拠出することとする」と定められたのである。

■家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合（平成17年度）

【容積比】



出典：環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」

問題は未だ山積

たしかに、再商品化の効果・効率の向上のため、分別収集物の品質確保に努力を払った事業者が利益を得られるシステムになっており、一定のインセンティブが働くものと考えられる。

ただし、各自治体が独自分別方法を持っているため、そもそもの分別基準適合物の品質の差が大きく、公平な制度運用につながっていくかについては疑問が残る。

このため、多くの地域で共有可能な一定の分別収集基準が必要との見方もされている。

引き取り量は価格弾力性に基づく

ここ数年、ペットボトルの日本容器包装リサイクル協会の引き取り申し込み量は年々減少しており、20万トン超の海外流出も心配されていた。が、ここへ来て若干の回復基調が見られる。海外流出も結局は価格の弾力性にほかならず、今後の動きが注目される。

〈市町村〉市町村からの分別基準適合物の引取状況（全国・年次実績）

	9年度		11年度		13年度		15年度		17年度		19年度	
	契約量	実績	契約量	実績	契約量	実績	契約量	実績	契約量	実績	申込量	実績
ガラスびん(合計)	227,727	148,363	276,179	219,368	412,197	325,344	374,539	340,646	368,647	336,029	356,569	-
無色	92,053	52,452	95,910	66,063	130,748	97,100	120,122	109,086	114,610	103,132	110,628	-
	87,611	61,130	105,423	87,698	160,190	129,892	143,542	130,274	139,409	123,707	128,899	-
	48,063	34,781	74,846	65,607	121,259	98,352	110,875	101,285	114,628	109,190	117,042	-
PETボトル	14,214	14,014	49,620	55,675	149,740	131,027	185,095	173,875	176,843	169,917	141,048	-
紙	-	-	-	-	25,114	21,685	34,776	30,652	36,645	27,477	34,168	-
プラスチック	-	-	-	-	236,444	168,681	367,124	368,005	576,333	528,528	630,465	-

※19年度は平成19年6月20日現在 ※契約は年度当初の数字